

2023年 月 日

内閣総理大臣・岸田文雄 様  
厚生労働大臣・武見敬三 様

## 原告勝訴判決に従い直ちに生活保護基準を引き上げ、 物価対策給付金をすべての国民に支給することを求める要請書

41年ぶりの物価高騰は、すべての国民の生活を苦しめ、ガソリンや食料品など生活に直結する多数の品目で値上げされる見込みで、さらに長期化するとみられています。

厚生労働省は、2023年の生活保護費を据え置き、公的年金支給額を低い伸びに抑えたため、実質的引き下げとなりました。1973年のオイルショックの際には数度の保護費引き上げや手当支給が行われました。

生活保護基準引き下げの取り消しを求めた裁判で、大阪、熊本、東京、横浜、宮崎、青森、和歌山、埼玉、奈良、千葉、静岡、広島の12地方裁判所が原告の訴えを認めました（2023年10月2日現在）。国は判決に従い直ちに保護費を引き下げ前（2012年）に戻すべきです。

また、生活保護基準はさまざまな制度の土台となっているため、その基準は生活保護を利用していない多くの国民にも多大な影響を及ぼします。国民生活全般を支えるためにも、物価高騰に見合う緊急対策を以下の通り国に要請するものです。

### 【請願項目】

- 生活保護基準引き下げ違憲訴訟で相次ぐ原告勝訴の判決に従い、直ちに生活保護基準を引き下げ前（2012年）に戻すこと。
- 物価高騰から生活を守るために、すべての国民に給付金を支給すること。物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを直ちに行うこと。

氏名	住所
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県

★氏名は名字と名前、住所は都道府県名から番地まで正確に書いてください。

「同上」「〃」、鉛筆書きは無効になります。

全国生活と健康を守る会連合会（全生連）

〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-12-15 KATOビル3階 電話 03-3354-7431